**令和７年度鳥取市女性応援つながりサポート事業　公募型プロポーザル募集要領**

**１　趣旨**

本事業は、女性の社会との絆やつながりの回復、不安を抱えている女性を支援することを目的に、悩みなどを自由に話せる機会や場所を提供することにより、孤独の防止や不安の解消につなげていきます。

民間団体の知見や能力を活用し、社会と人とのつながりを構築し不安の解消につなげ、女性がいきいきと活躍できる機会を創出するため、受託者を公募型プロポーザル方式により募集します。

**２　委託事業の概要**

1. 事業名

令和７年度　鳥取市女性応援つながりサポート事業

1. 事業の実施概要

本事業は、不安や悩みを抱える女性が社会との絆やつながりを回復することを目的に、気軽に相談できる窓口や居場所を提供し、そこから課題を拾い上げ必要に応じて専門機関や必要な支援につなげる取組を図る下記の事業を委託の必須条件とする。

* + 1. 困りごと等を話すことのできる居場所の提供（対面や電話、オンライン等の活用）
		2. 参加者の相互援助を促す居場所の提供
		3. 鳥取市男女共同参画センターの活用
		4. 事業従事者や相談を受けるスタッフの養成
		5. 対応後のアンケート実施
		6. 事業の記録及び実績報告
		7. その他の独自事業

なお、本事業の実施方法については応募者が提案することとする。

このほか、応募者が独自に提案される事業はもちろんのこと、応募者が現在、実施している事業についても、本事業の対象となりえるが、本事業は、内閣府の地域女性活躍推進交付金実施要領に基づき実施するものであり、この内容や趣旨に合致したものとする。事業内容の詳細については、別紙「令和７年度　鳥取市女性応援つながりサポート事業　仕様書」を確認すること。

1. 実施場所及び実施対象者

事業の実施場所は鳥取市内とし、実施対象者は因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域内で構成される市町（鳥取県鳥取市・八頭町・智頭町・若桜町・岩美町、兵庫県新温泉町・香美町）にお住まいの女性とする。

1. 委託上限額

金１，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額含む。）

1. 事業の実施期間

契約締結の日から令和８年３月１３日まで

**３　参加資格**

この公募型プロポーザルに参加しようとする応募者は、以下の要件をすべて満たすこととする。

1. 現在、鳥取市内に拠点をおいて活動している特定非営利活動法人、市民団体等の民間団体であること。本事業は内閣府「地域女性活躍推進交付金公募要領」に従い、特定非営利活動法人等（※）に委託するものとする。

※特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等のほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体を対象とする。株式会社、有限会社等の営利団体は対象外。

1. 鳥取市の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できる者であること。
2. 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
4. 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第６条に規定する関係者に該当する者でないこと。
5. 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定するもの。）に該当しない者。
6. 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定するもの。）に該当しない者。
7. 国税及び地方税を滞納していないこと。
8. 破産手続が開始されていない者でないこと。

**４　スケジュール**

・募集開始（質問受付開始）　　　　令和７年４月１８日（金）

・募集内容に関する質問の受付期限　令和７年４月３０日（水）午後５時（必着）

・募集内容に関する質問の回答　　　令和７年５月　９日（金）

・応募書類の提出期限　　　　　　　令和７年５月１６日（金）午後５時（必着）

・審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和７年５月２２日（木）午後

・審査結果の公表及び通知　　　　　令和７年５月下旬

・委託契約の締結　　　　　　　　　令和７年５月下旬

**５　参加方法**

この公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「８企画提案書等の提出」に掲げる必要書類を提出期限までに「１４担当部課」へ提出すること。

**６　交付資料等**

（１）交付資料

　①　令和７年度鳥取市女性応援つながりサポート事業

公募型プロポーザル募集要領（本書）

　②　令和７年度鳥取市女性応援つながりサポート事業仕様書

　③　各種様式（様式１から様式７まで）

（２）交付期間及び方法

鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次のとおり直接交付する。

　①　交付期間及び時間

令和７年４月１８日（金）から令和７年５月１６日（金）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで。

②　交付場所

「１４担当部課」

**７　質問及び回答**

募集の内容に不明点等がある場合、以下のとおり質問受付及び回答を行う。

1. 質問の提出方法

本件公募型プロポーザルの実施内容に対する質問がある場合は、質問書（様式７）により電子メールで鳥取市総務部人権政策局　男女共同参画課へ提出すること。

（アドレス：danjyo@city.tottori.lg.jp）

なお、件名は「鳥取市女性応援つながりサポート事業公募型プロポーザルに関する質問（団体名）（質問日）」とし、Microsoft Word形式の質問書を電子メールに添付した上で提出すること。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

また、質問書送信後は、送受信確認のため必ず電話により、「１４担当部課」へその旨を連絡すること。

1. 質問書の提出期限

令和７年４月３０日（水）午後５時（必着）

1. 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、令和７年５月９日（金）までに本市公式ウェブサイトへ掲載する。なお、質問が皆無であった場合は、その旨を掲載する。

**８　企画提案書等の提出**

1. 提出書類

・様式１　提案募集申込提出書類一覧表

・様式２　事業提案応募申込書

・様式３　事業計画書

・様式４　法人・団体運営実績

・様式５　誓約書

・様式６－１　積算内訳書

・様式６－２　積算内訳書（詳細）

1. 提出期限

令和７年５月１６（金）午後５時（必着）

1. 提出先

「１４担当部課」

1. 提出方法

「１４担当部課」に持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）すること。

①　郵送による場合は提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は提出期限までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までに限り受け付ける。

②　提出部数　正本１部、副本４部

　　※副本は、様式３事業計画書のみとし、別紙で資料を添付する場合、資料は、応募者が判定できる名称・ロゴ等を記載しないこと。また、Ａ４サイズ両面で作成すること。

**９　審査**

1. 選定方法

「令和７年度鳥取市女性応援つながりサポート事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により実施する。選定委員会の会議は、非公開とする。

選定委員会は、審査会を実施し、「令和７年度鳥取市女性応援つながりサポート事業選定基準」に基づき、総合的に審査し順位付けを行い、最も優れた提案を行ったと認められる応募者を受託候補者として選定する。

（２）審査会（プレゼンテーション・審査）

　　　① プレゼンテーションの実施順は参加申込書の受付け順とする。実施時間は２５分（プレゼンテーション１５分、質疑応答１０分程度）とする。

　　　②プレゼンテーションは事業計画書をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコンは応募者が持参し、プロジェクター、コード類、スクリーンは本市が準備する。

1. プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。
2. 開始時間、会場等の詳細は後日連絡する。

**１０　審査結果の公表**

審査結果は、本市公式ウェブサイトへ掲載及び電子メールにより通知する。審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

1. 受託候補者の名称、所在地、総得点及び順位点
2. 応募者数

**１１　欠格要件**

下記のいずれかに該当する場合は、該当応募者を失格とする。

（１）３の参加資格を満たさなくなった場合。

（２）選定委員会委員に直接、間接を問わず本件公募型プロポーザルに関する不正な接触又は要求をした場合。

（３）審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

（４）虚偽の記載がなされた場合。

（５）２（４）の「委託上限額」を超える見積金額が提案された場合。

（６）鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱の指名停止規定に準ずる行為が認められた場合。

**１２　契約の締結等**

本事業の委託契約については、鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）に基づき、見積額の範囲内で受託候補者と次のとおり締結する。

（１）契約締結前に、本市と受託候補者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議を通じて企画提案書等の内容を一部修正する場合がある。

（２）受託候補者が委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは、認めない。委託事業の一部を委託する場合については、あらかじめ本市の承諾を得ることとする。

（３）受託候補者が契約を辞退したとき又は特別な理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、「９審査」により順位付けした応募者の順に、順次繰り上げて契約交渉を行うものとする。

**１３　その他の留意事項**

（１）この公募型プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等に係る費用の一切は、応募者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等は、いかなる場合においても返却しない。

（３）提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。また鳥取市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

（４）企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとする。

（５）企画提案書等の無効

　　　「３参加資格」の要件をすべて満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、これを無効とする。

（６）著作権の取扱い

　　①　選定された応募者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては応募者に帰属するものとする。

　　②　選定されなかった応募者の企画提案書等に係る著作権は、応募者に帰属するものとする。

　　③　本市は応募者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（７）暴力団の排除

　　　受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に本市が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を本市に支払わなければならない。

　　　また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

　　①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　②　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、当該行為を行ったと認められるとき。

　　（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

　　（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他事業を下請等させること。

（８）本募集要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議により定める。

**１４　担当部課**

鳥取市総務部人権政策局　男女共同参画課　担当：川北、大塩

〒680-8571 鳥取市幸町71　鳥取市役所（４階　43番窓口）

電話： 0857-30-8076（直通） ファクシミリ： 0857-20-3945

電子メール：danjyo@city.tottori.lg.jp